

令和4年9月30日

岡山県公報

発行 岡山県



目次

担当課（室）

目次

【条例】

- 職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例

人事課

担当課（室）

- 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

岡山県短時間勤務会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

タ タ

- 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号等の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

デジタル推進課

- 岡山県税条例の一部を改正する条例

建築指導課
税務課

- 都市計画法に係る開発行為の許可の基準に関する条例の一部を改正する条例

教育委員会

- 岡山県教育関係手数料徴収条例の一部を改正する条例

- 公布した条例の解説

【解説】

総務学事課

同表に次のように加える。

五 教育委員会	学校保健安全法に基づく医療に要する費用についての援助に関する事務であつて規則で定めるもの	知事	生活保護関係情報であつて規則で定めるもの 外国人生活保護関係情報であつて規則で定めるもの
---------	--	----	---

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

~~~~~  
岡山県税条例の一部を改正する条例を以下に公布する。

令和四年九月三十日

岡山県知事 伊原木 隆太

#### 岡山県条例第四十七号

##### 岡山県税条例の一部を改正する条例

岡山県税条例（昭和二十九年岡山県条例第二十七号）の一部を次のように改正する。

附則第二十一条の四第二項第四号中「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」を「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律」に、「第二百四十七条第一号イ」を「第二百五十二条第一号イ」に改める。

#### 附 則

この条例は、令和五年四月一日から施行する。

~~~~~  
都市計画法に係る開発行為の許可の基準に関する条例の一部を改正する条例を以下に公布する。

令和四年九月三十日

岡山県知事 伊原木 隆太

岡山県条例第四十八号

都市計画法に係る開発行為の許可の基準に関する条例の一部を改正する条例

都市計画法に係る開発行為の許可の基準に関する条例（平成十二年岡山県条例第五十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「であつて」を「（早島町の区域を除く。）であつて」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和六年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の都市計画法に係る開発行為の許可の基準に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後にされる都市計画法（昭和四十三年法律第百号。以下「法」という。）第二十九条第一項又は法第四十三条第一項の規定による許可の申請について適用し、同日前にされた法第二

十九条第一項又は法第四十二条第一項の規定による許可の申請及び当該申請（同項の規定による許可の申請を除く。）に対する許可に係る法第二十五条の一第一項の規定による変更の許可の申請については、なお従前の例による。

~~~~~  
岡山県教育関係手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年九月三十日

岡山県知事 伊原木 隆太

岡山県条例第四十九号

岡山県教育関係手数料徴収条例の一部を改正する条例

岡山県教育関係手数料徴収条例（平成十二年岡山県条例第七十一号）の一部を次のように改正する。  
第二条第一号中「第十六条の一第一項」を「第十六条第一項」に改め、同条第二号中「第五条第三項」を「第五条第二項」に改め、同条第三号中「第五条第六項」を「第五条第五項」に改め、同条中第五号及び第六号を削り、第七号を第五号とし、第八号を第六号とし、第九号から第十四号までを削り、第十五号を第七号とし、第十六号を第八号とし、第十七号を第九号とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(解説)

◎ 職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例について

国家公務員法の一部改正により、国における職員の定年が引き上げられるなどに鑑み、職員の定年等について国家公務員に準じた措置を講ずることとともに、地方公務員法の一部改正により、管理監督職員の勤務上限年齢に係る制度が創設されることに伴い、管理監督職勤務上限年齢を設ける等所要の改正を行うものである。

◎ 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に鑑み、妊娠、出産、育児等と仕事の両立を支援するため、非常勤職員の育児休業の取得の要件を緩和することとする等所要の改正を行うものである。

◎ 岡山県短時間勤務会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

地方公務員等共済組合法等の一部改正により地方公務員共済の対象となる職員の範囲が拡大されたことに鑑み、短時間勤務会計年度任用職員の給与の支給に際してその給与から一般財団法人岡山県教育職員互助組合及び一般財団法人岡山県警察職員互助会の掛金等の額に相当する額を控除することができるとしているものである。

◎ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号等の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づき個人番号等の利用及び情報提供ネットワークシステムを使用した情報連携を行うことにより、県が行う生活に困窮する外国人に対する生活保護法の規定に準じて行う保護の決定及び実施の事務等に係る県民の負担の軽減及び県の事務の効率化を図るため、当該利用等に関し必要な事項を定める等所要の改正を行ったものである。

◎ 岡山県税条例の一部を改正する条例について

エネルギーの使用の合理化等に関する法律の一部改正に伴い、規定の整備を行つるものである。

◎ 都市計画法に係る開発行為の許可の基準に関する条例の一部を改正する条例について

地域の実情等に鑑み、市街化調整区域における開発許可の対象となる土地の区域から早島町の区域を除くものである。